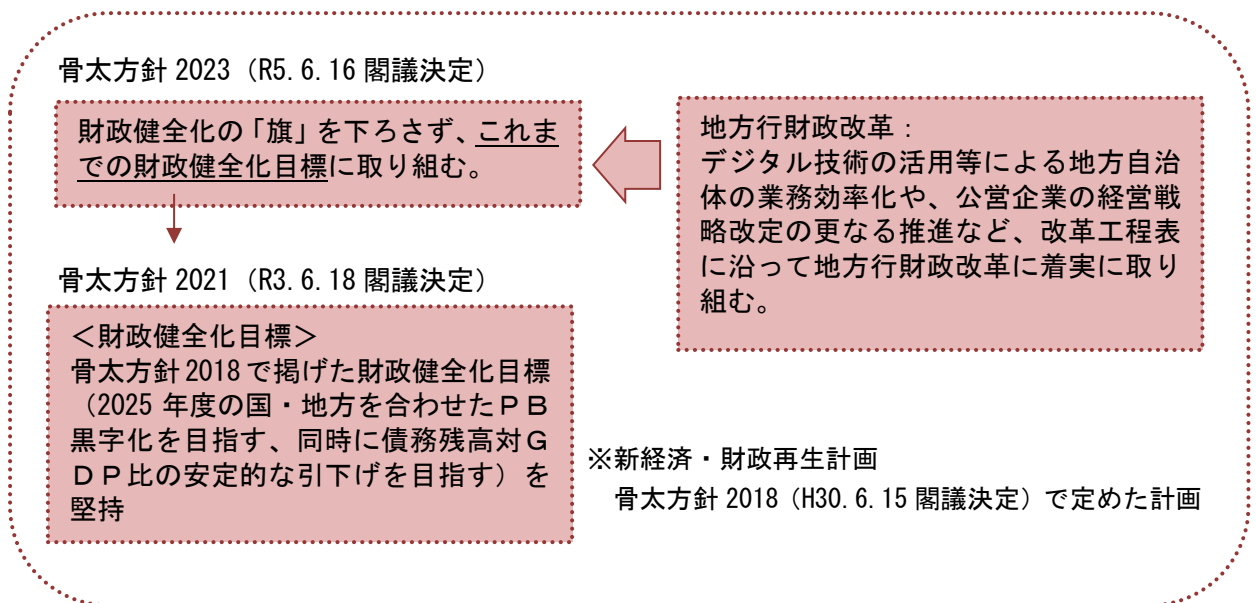


I 地方財政を取り巻く状況

1 「新経済・財政再生計画」^(※)に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

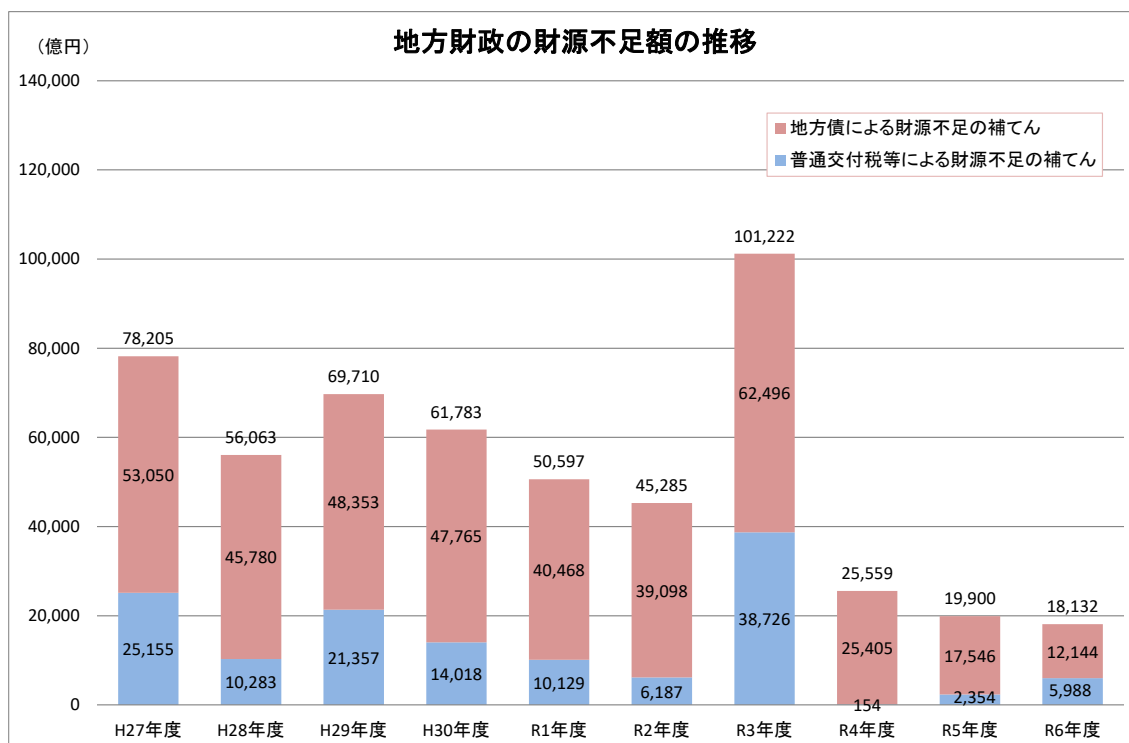


取組	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度～
○自治体DX推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進	●フロントヤードの多様化・充実化 ●バックヤード改革や推進体制づくりのあり方を検討し、横展開を促進		
○公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進	●経営戦略の見直し (R7 年度までに見直し率 100%)		
○公営企業会計の適用促進		●重点事業(下水道、簡易水道事業)について、人口3万人未満の団体においても、公営企業会計の適用を一層推進	
○水道事業、下水道事業の持続的経営を確保するための取組の推進	●持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進		
○地方財政の「見える化」	●住民一人当たり行政コスト等を「見える化」 ●地方単独事業(ソフト)の決算情報を「見える化」 ●基金の考え方・増減理由・今後の方針を「見える化」		

2 地方財政の財源不足と借入金残高

(1) 地方財政の財源不足

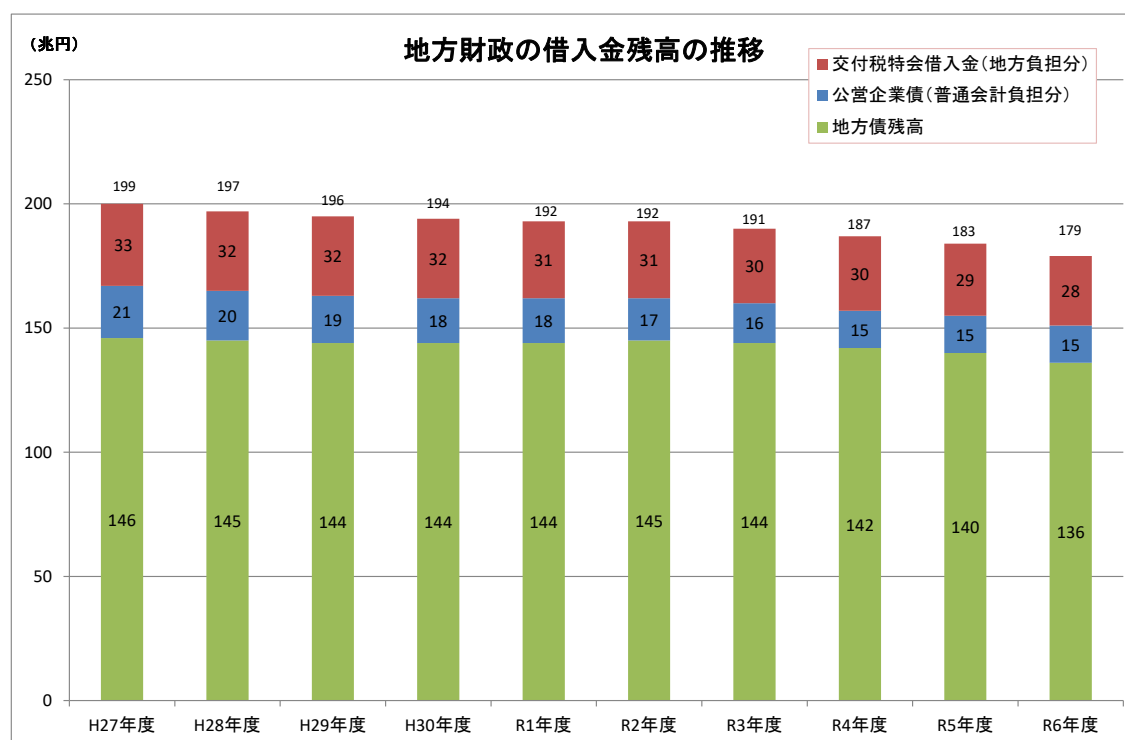
令和6年度は、地方税収入や国税5税の法定率分の増加が見込まれる事から、財源不足額は大幅に減少して1.8兆円、地方財政計画の約1.9%の見込み。また、折半対象財源不足額は生じていない。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和6年度末で179兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高(地方負担分)28兆円、公営企業債残高(普通会計負担分)15兆円、地方債残高136兆円。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3 令和6年度地方財政対策

(1) 令和6年度地方財政計画

ポイント

ア 一般財源総額の確保等

- ・一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）を62.7兆円（対前年度比+0.6兆円）確保
- ・地方交付税総額を18.7兆円（対前年度比+0.3兆円）確保
- ・臨時財政対策債は0.5兆円（対前年度比▲0.5兆円）に抑制

イ 定額減税による減収への対応

- ・個人住民税の減収（0.9兆円）は、地方特例交付金により全額国費により補填
- ・地方交付税の減収（0.8兆円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1.2兆円）により対応。減税の影響を含めても、上記アのとおり適切に地方財源を確保。更に、後年度、0.2兆円の加算を実施（特会借入金償還の円滑化に活用）

ウ こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- ・「加速化プラン」の地方負担（0.2兆円）について必要な財源を確保
- ・こども・子育て政策の単独事業（ソフト）について一般行政経費（単独）を0.1兆円増額
- ・こども・子育て政策の単独事業（ハード）を500億円計上し、「こども・子育て支援事業債」を創設
※こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善
- ・普通交付税の費目として「こども子育て費」を創設し、関連政策全般を算定

エ 給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保

- ・給与改定分（0.3兆円）
- ・会計年度任用職員の勤勉手当支給分（0.2兆円）

オ 物価高への対応

- ・自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、700億円計上（前年度同額）

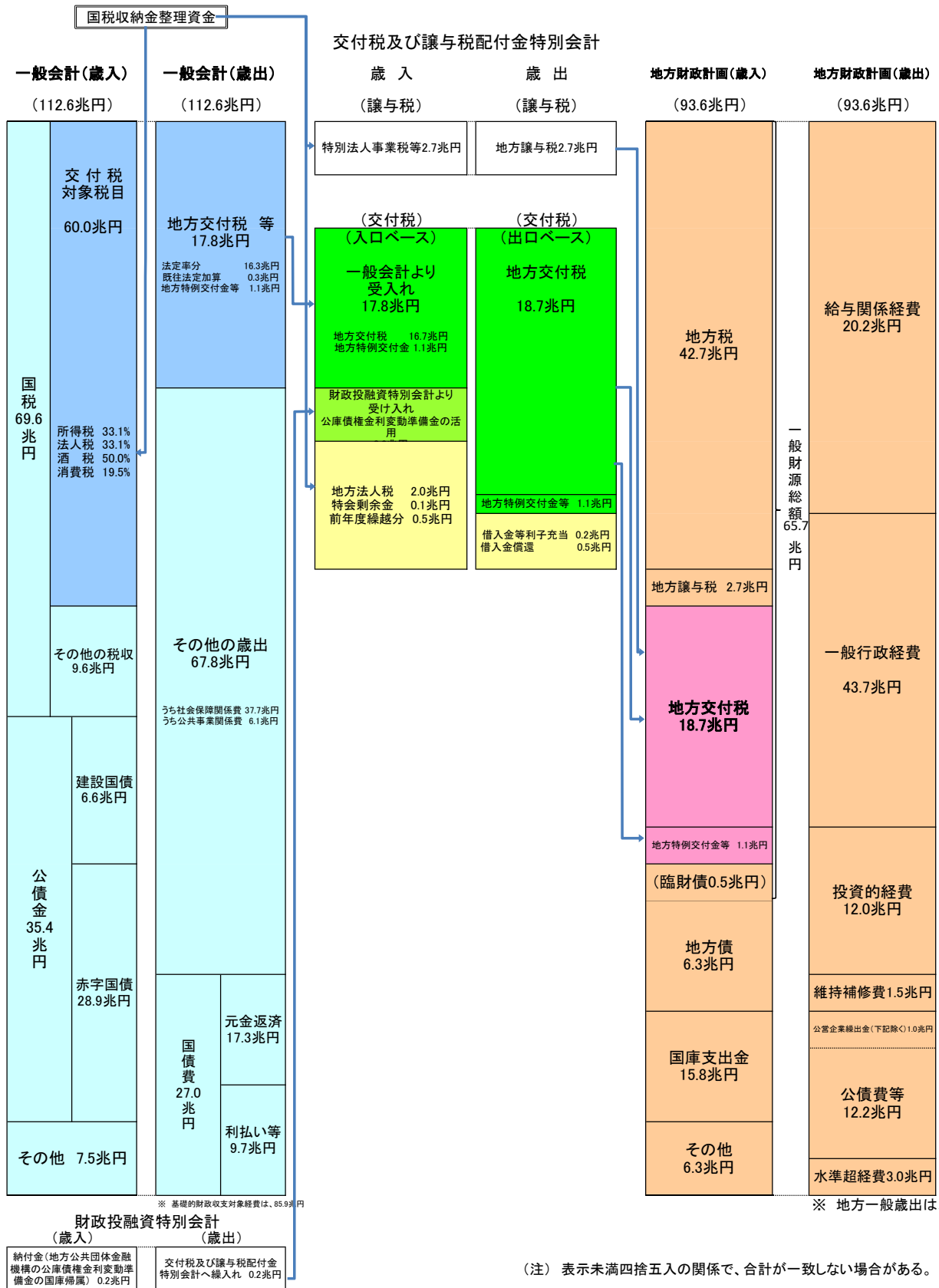
歳入歳出の概要（通常収支分）

（単位：兆円、％）

区 分		6年度	5年度	増減額	増減率	
歳 入	地 方 税	42.7	42.9	▲0.1	▲0.3	
	地 方 譲 与 税	2.7	2.6	0.1	5.0	
	地 方 特 例 交 付 金 等	1.1	0.2	0.9	421.9	
	地 方 交 付 税	18.7	18.4	0.3	1.7	
	国 庫 支 出 金	15.8	15.0	0.8	5.3	
	地 方 債	6.3	6.8	▲0.5	▲7.4	
	臨時財政対策債	0.5	1.0	▲0.5	▲54.3	
	臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6	
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.1	
	雑 収 入	4.7	4.6	0.1	2.9	
そ の 他	▲0.0	0.0	▲0.0	▲410.5		
計		93.6	92.0	1.6	1.7	
一 般 財 源		65.7	65.1	0.6	1.0	
（水準超経費を除く交付団体ベース）		62.7	62.2	0.6	0.9	
歳 出	給 与 関 係 経 費	20.2	19.9	0.3	1.6	
	一 般 行 政 経 費	43.7	42.1	1.6	3.8	
	う ち 補 助	25.1	24.0	1.2	4.9	
	う ち 単 独	15.4	15.0	0.4	2.8	
	う ち デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0	
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0	
	う ち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	公 債 費	10.9	11.3	▲0.4	▲3.2	
	維 持 補 修 費	1.5	1.5	0.0	0.7	
	う ち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0	
	投 資 的 経 費	12.0	12.0	0.0	0.1	
	直 轄 ・ 補 助	5.6	5.7	▲0.0	▲0.6	
	単 独	6.4	6.3	0.1	0.8	
	う ち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
	う ち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
	う ち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
	う ち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0	
	う ち こども・子育て支援事業費	0.05	–	0.05	皆増	
	公 営 企 業 繰 出 金	2.3	2.4	▲0.1	▲3.2	
	水 準 超 経 費	3.0	2.9	0.1	3.1	
	計		93.6	92.0	1.6	1.7

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



(2) 令和6年度地方債計画

ポイント

- こども・子育て支援事業債を創設することとし、450億円を計上
- 緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充することとし、前年度同額の5,000億円を計上
- 緊急自然災害防止対策事業及び緊急浚渫推進事業について、それぞれ前年度同額の4,000億円、1,100億円を計上
- 公共施設等適正管理推進事業について、前年度同額の4,320億円を計上
- 脱炭素化推進事業について、対象事業を拡充することとし、前年度同額の900億円を計上
- 過疎対策事業について、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、前年度を上回る5,700億円を計上

令和6年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	R6年度 計画額	R5年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,889	△ 95	△ 0.6
2 公営住宅建設事業	1,082	1,089	△ 7	△ 0.6
3 災害復旧事業	1,119	1,126	△ 7	△ 0.6
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,108	705	17.2
5 一般単独事業	26,845	27,387	△ 542	△ 2.0
うち一般	2,493	2,485	8	0.3
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	3,800	4,800	△ 1,000	△ 20.8
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
うち緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
うち緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
うち脱炭素化推進	900	900	0	0.0
うちこども・子育て支援	450	-	450	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	5,940	330	5.6
うち辺地対策	570	540	30	5.6
うち過疎対策	5,700	5,400	300	5.6
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	57,068	56,684	384	0.7
二 公営企業債	29,772	27,551	2,221	8.1
三 臨時財政対策債	4,544	9,946	△ 5,402	△ 54.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(350)	(265)	(85)	(32.1)
総 計	92,184	94,981	△ 2,797	△ 2.9

※ 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 令和6年度地方交付税

<令和6年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額16兆3,055億円に国の一般会計における加算額（既往法定分）3,488億円を加えた16兆6,543億円と、地方法人税の全額1兆9,750億円、令和5年度繰越金4,843億円、交付税特別会計余剰金の活用額500億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額2,000億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額5,000億円、交付税特別会計借入金に係る支払子額1,965億円を減額した18兆6,671億円（前年度比+3,060億円、+1.7%）となりました。
- 社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで62兆7,180億円（前年度比+5,545億円、+0.9%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

(単位:億円、%)

区分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(ア)	179,050	210,480	2,470	212,950	△31,430	△33,900	△14.9	△15.9
	法人税(イ)	170,460	146,020	600	146,620	24,440	23,840	16.7	16.3
	酒税(ウ)	12,090	11,800	-	11,800	290	290	2.5	2.5
	消費税(エ)	238,230	233,840	△3,920	229,920	4,390	8,310	1.9	3.6
一 般 会 計	(ア)×33.1%	59,266	69,669	818	70,486	△10,403	△11,221	△14.9	△15.9
	(イ)×33.1%	56,422	48,333	199	48,531	8,090	7,891	16.7	16.3
	(ウ)×50%	6,045	5,900	-	5,900	145	145	2.5	2.5
	(エ)×19.5%	46,455	45,599	△764	44,834	856	1,620	1.9	3.6
	小計①	168,188	169,500	252	169,752	△1,313	△1,564	△0.8	△0.9
	令和4年度国税4税決算精算分	-	-	7,568	7,568	-	△7,568	-	皆減
	平成28年度国税4税決算精算分②	△449	△449	-	△449	-	-	0.0	0.0
	過年度補正予算精算分	△4,684	△7,383	-	△7,383	2,699	2,699	△36.6	△36.6
	小計(法定率分等)	163,055	161,669	7,820	169,489	1,386	△6,433	0.9	△3.8
	既往法定加算等③	3,488	154	-	154	3,334	3,334	2164.9	2164.9
臨時財政対策特例加算額④	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	
計(一般会計繰入額) 〈入口ベース〉	166,543	161,823	7,820	169,643	4,720	△3,099	2.9	△1.8	
特 別 会 計	地方法人税法法定率分⑤	19,750	18,919	102	19,021	831	729	4.4	3.8
	令和4年度地方法人税決算精算分	-	-	662	662	-	△662	-	皆減
	平成28年度地方法人税決算精算分	△0	△0	-	△0	-	-	0.0	0.0
	返還金⑥	0	0	-	0	0	0	411.9	411.9
	特別会計借入金償還額⑦	△5,000	△13,000	3,000	△10,000	8,000	5,000	△61.5	△50.0
	特別会計借入金利子充当分	△1,965	△572	-	△572	△1,393	△1,393	243.5	243.5
	特別会計剰余金の活用⑧	500	1,200	-	1,200	△700	△700	△58.3	△58.3
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用⑨	2,000	1,000	△1,000	-	1,000	2,000	100.0	皆増
	前年度からの繰越金⑩	4,843	14,242	-	14,242	△9,399	△9,399	△66.0	△66.0
	翌年度への繰越金	-	-	△4,843	△4,843	-	4,843	-	皆減
計(一般会計繰入額含む) 〈出口ベース〉	186,671	183,611	5,742	189,353	3,060	△2,682	1.7	△1.4	
地 方 交 付 税	総額	186,671	183,611	5,742	189,353	3,060	△2,682	1.7	△1.4
	普通交付税	175,470	172,594	5,436	178,030	2,876	△2,560	1.7	△1.4
	特別交付税	11,200	11,017	305	11,322	184	△122	1.7	△1.1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所があります。

(参考) 令和6年度震災復興特別交付税(見込) 904億円

○地方交付税総額の積算

- ①令和6年度における国税4税の収入見込額の一定率分【加算】
 - ②平成28年度国税4税決算における精算額及び平成20・21・令和元・2年度補正予算における清算額【控除】
 - ③国の一般会計における加算(既往法定分等)【加算】
 - ④臨時財政対策特例加算額【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額(いわゆる入口ベース)
- ⑤地方法人税の法定率分【加算】
 - ⑥交付税特別会計における返還金【加算】
 - ⑦交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
 - ⑧交付税特別会計における剰余金【加算】
 - ⑨地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
 - ⑩前年度からの繰越金【加算】
- 以上①～⑩の合算額が、令和6年度において地方公共団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる出口ベース)

＜令和6年度普通交付税の算定方法の主な改正＞

I 「こども子育て費」の創設

普通交付税の算定に当たり、地方公共団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、道府県分・市町村分の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設し、以下の財政需要を一括して算定。

・ 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく地方公共団体の財政需要

・ 地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に実施するこども・子育て政策（ソフト）に係る財政需要

・ 従来の「社会福祉費」、「（保健）衛生費」、「その他の教育費」等において算定しているこども・子育て政策に係る財政需要

なお、人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずる。

II 地方公共団体の施設の光熱費と施設管理等の委託料の増加に対応した算定

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため、地方財政計画に計上することとしている400億円については、引き続き包括算定経費において一括して算定。

また、ごみ収集、学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を3%程度引き上げる。

III 会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当支給に対応した算定

会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当支給に要する経費について、従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費については各算定費目において算定し、その他の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定。

IV 「地方創生推進費」（R6年度地方財政計画：1兆円）に対応した算定

「地方創生推進費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和6年度は「取組の必要度」に応じて3,000億円程度（道府県分980億円程度、市町村分2,020億円程度）、「取組の成果」に応じて3,000億円程度（道府県分1,020億円程度、市町村分1,980億円程度）を算定。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行う。

V 児童虐待防止対策の体制強化に対応した算定

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定。

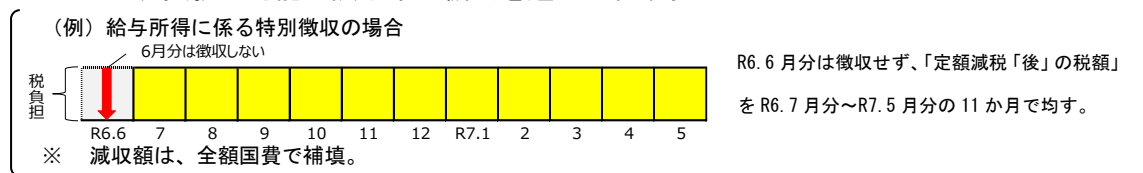
VI 地方特例交付金の改正

定額減税による個人住民税の減収を補填するため「定額減税減収補填特例交付金」を創設し、その75%を基準財政収入額に算入。

4 令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）＊市町村税関係の主なもの

(1) 定額減税 [個人住民税]

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。



(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 [個人住民税]

令和6年限りの措置として、所得税において、子育て世帯及び若者夫婦世帯(※)の借入限度額に一定の上乗せ措置を講ずる。また、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和する。

- ※ 18歳以下の扶養親族を有する世帯又は自身若しくは配偶者のいずれかが39歳以下の世帯
- ※ 所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。減収額は、全額国費で補填。

(3) 固定資産税（土地）の負担調整措置等 [固定資産税・都市計画税]

負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。（令和6～8年度）

(4) 固定資産税等の特例措置の見直し等 [固定資産税・都市計画税]

- ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について、対象設備を一部見直した上で適用期限を2年延長。
- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、わがまち特例とした上で、適用期限を2年延長。
- ・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、廃止。

(5) 国民健康保険税に係る課税限度額等の見直し [国民健康保険税]

- ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げ。
- ・軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減：29.5万円（現行：29万円）、2割軽減：54.5万円（現行：53.5万円）とする。

(6) 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し [森林環境譲与税]

これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。

(7) 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し [航空機燃料譲与税]

着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

現行の譲与割合	着陸料割 1/2		騒音世帯数割 1/2
見直し後の譲与割合	延べ重量割 1/4	旅客数割 1/4	騒音世帯数割 1/2

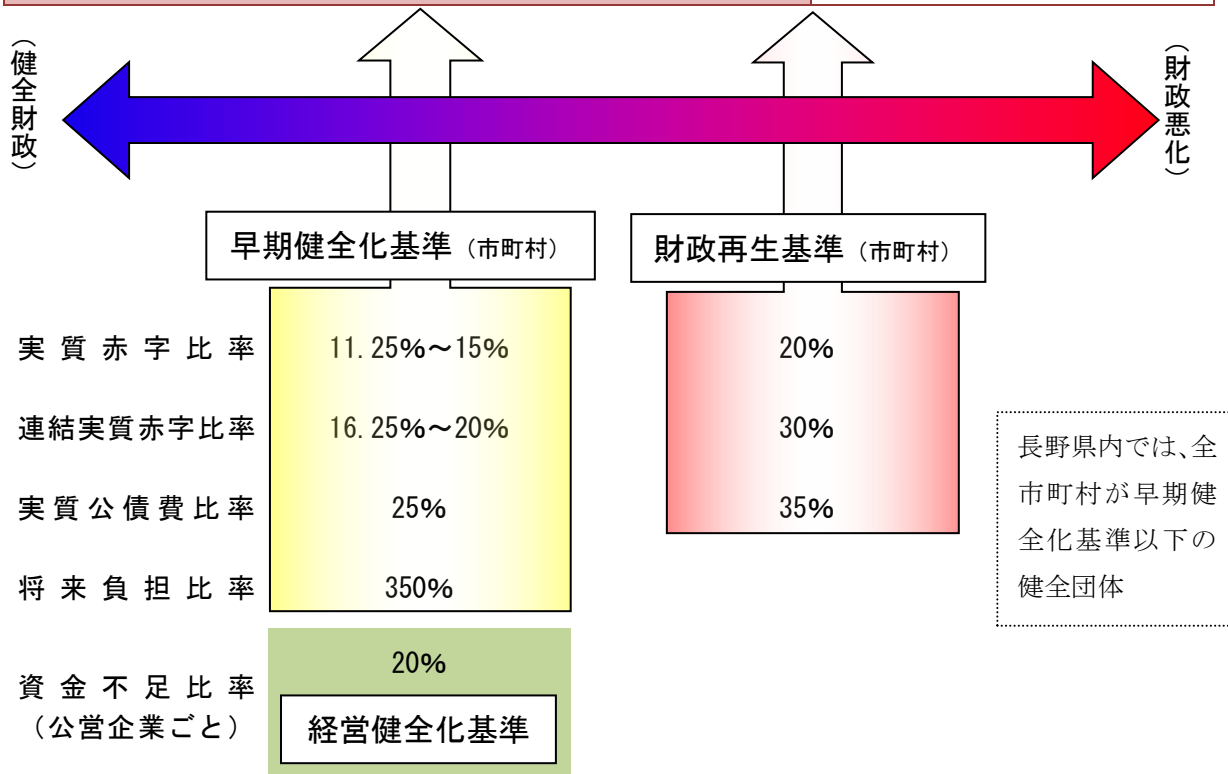
※ 新たな譲与基準への移行にあたっては、5年間の激変緩和措置を講ずる。

5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化(又は財政の再生)のための計画を策定し、財政健全化(又は財政再生)に取り組みます。

(財政健全化法による制度の概要)

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆指標の整備と情報開示の徹底</p> <p>・指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表</p>	<p>◆自主的な改善努力による財政健全化</p> <p>・財政健全化計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・実施状況を毎年度議会に報告し公表</p> <p>・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告</p>	<p>◆国等の関与による確実な再生</p> <p>・財政再生計画を策定（議会の議決）、策定にあたり外部監査の要求を義務付け</p> <p>・財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限）</p> <p>・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告</p>
<p>公営企業の経営の健全化</p>		



6 公共施設等の老朽化対策

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
 ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
 ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し 総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>
 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>
 令和4年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>
 令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

【インフラ長寿命化計画の体系】

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定 各施設所管省庁所管

<個別施設計画の内容>
 公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状況や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策
 次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

(出典：総務省資料)

(2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済みであり、令和5年度末までに個別施設計画を踏まえた見直しが完了。

(3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画(令和4年度までに策定)

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状況等：個別施設の状況について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

7 地方公会計

(1) 統一的な基準による地方公会計

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が設定されたことで、
 ①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③団体間での比較可能性の確保が促進されている。

(2) 地方公会計の意義

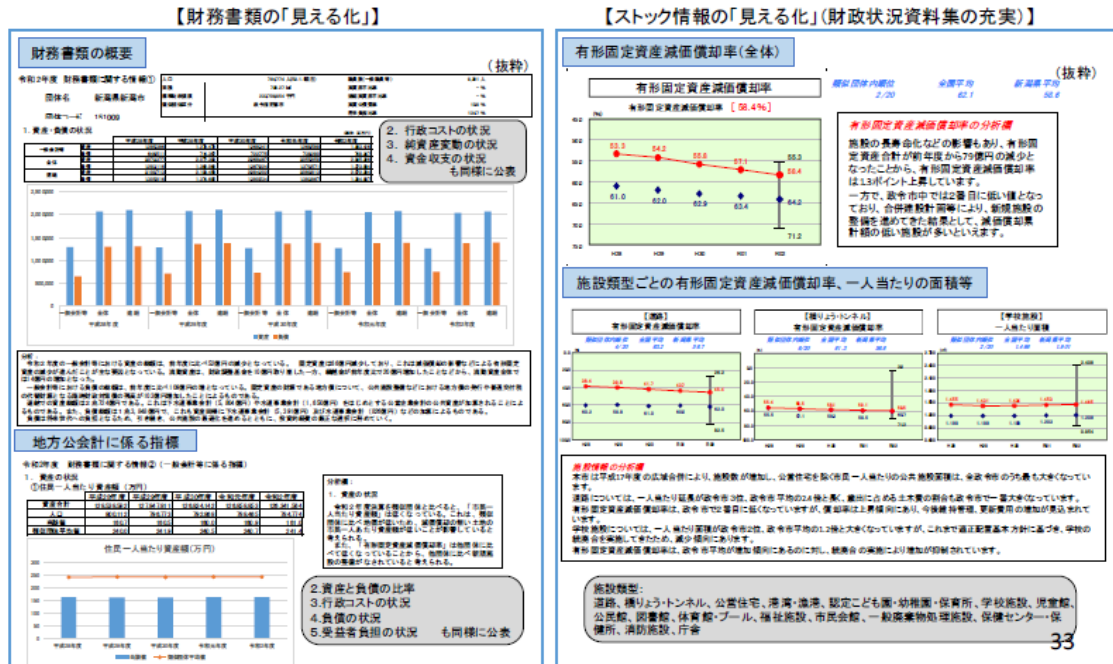
財務情報の分かりやすい開示による住民等への説明責任の履行や、財政の効率化・適正化を目的とし、従来の現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計を導入。

この効果として、資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握、公共施設マネジメント等への活用等の効果が見込まれる。

(3) 地方公会計の「見える化」の推進

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。



(出典：総務省資料)